

あわや、去年に続き、再び最賃割れ？

市の臨時職員の賃金はあまりにも低すぎます



10月から861円に最賃が改定されると、釧路市は最賃以下になる危険がありました。

釧路市
844円

道内の人口10万人以上の市の臨時職員(事務補助)時給を比較

札幌市	880円
旭川市	880円
函館市	920円
苫小牧市	890円
帯広市	886円
小樽市	836円
江別市	875円
北見市	890円
千歳市	864円

9月議会には、来年度から臨時・嘱託職員制度に代わって適用される「会計年度任用職員制度」が議案として提案されました。そのなかで、改めて釧路市の臨時職員の低賃金の問題が浮かび上がってきました。

一覧表を見ても釧路よりも安いのは小樽のみ。道内10万以上の市の平均よりも32円以上も安くなっています。正職員の給与は全道の市の大半は同じ給与額。なぜ臨時職員ばかりがこんな低賃金で働かされているのでしょうか。

会計年度任用職員制度に移行すると

自治体職場の非正規職員は、法的な身分もはっきりしておらず、不安定な雇用に置かれています。国は、非正規職員すべてを「会計年度任用職員制度」にくくる法改正を行いました。これは、例外的だったはずの自治体職場の非正規職員を、非正規のままに永久に据え置くものです。しかも、毎年度、雇用を継続するかどうかの審査が行われ、雇止めが横行する危険もあります。

今大事なのは、非正規職員を正職員に転換するルールをつくることです。一方、国民の世論に押され、全員ではありませんが、会計年度任用職員には期末手当、退職手当も支給されます。賃金の引き上げも予定されています。しかし、依然として正職員とは大きな格差を残したままです。

同一労働 同一賃金を!!



村上加ずしげ通信 10.13